

# 鳥栖市地方創生移住支援金のご案内

東京圏から鳥栖市へ移住し、就業、テレワーク、起業等をする方に対して

※18歳未満のお子様1人につき100万円加算！

2人以上の世帯 **100**万円

単身世帯 **60**万円

※令和4年度に転入した方はお子様1人につき30万円加算。

の移住支援金を交付します！

対象となる方

移住支援金交付の主な要件として、下記の1～3の全てに該当する方が対象となります。その他にも裏面の要件を満たす必要がありますのでご確認ください。

## 1. 移住元の要件 次のすべてに該当すること

- ① 鳥栖市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤していたこと
- ② 鳥栖市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤していたこと
- ③ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、及び東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を移住元としての対象期間とすることができる。

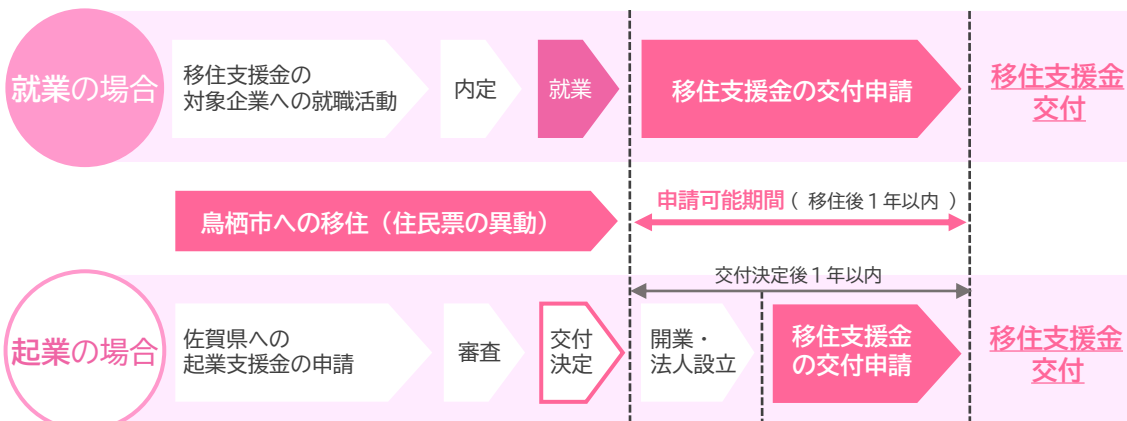
## 2. 移住先の要件 次のすべてに該当すること

- ① 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること
- ② 移住支援金の申請日から5年以上継続して鳥栖市に居住する意思があること

## 3. 就業、テレワーク、起業等の要件 次の①～③のいずれかに該当すること

- ① 佐賀県の就職情報サイト「さがジョブナビ」又は他の道府県による同様のサイトに移住支援金の対象として掲載された求人へ新規就業した方（※鳥栖市外又は県外の求人でも可）
- ② テレワークの場合であって、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方で、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていない方。
- ③ 佐賀県の事業による起業支援金の交付決定を1年以内に受け、個人事業の開業または法人を設立した方

交付までの流れ



お問い合わせ先

鳥栖市 政策部 総合政策課  
〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地  
TEL : 0942-85-3511 MAIL : sougou@city.tosu.lg.jp  
※申請をご検討の方は必ず事前にお問い合わせください。

YOUR NEW HOMETOWN  
**TOSU CITY!**

住みたくなるまち、鳥栖

検索

# 移住支援金の交付対象者の要件

移住支援金の交付対象となる方は、次の「1の全て」及び「2、3または4のいずれか」の要件を満たす方です。また、2人以上の世帯の申請をする場合は別途要件があります。申請をご検討の方は必ず事前に総合政策課までお問い合わせください。

## 1. 共通

- ① 次のア・イ・ウの全てに該当すること
  - ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（※1）のうちの条件不利地域以外（※2）の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
  - イ 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
  - ウ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、及び東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を移住元としての対象期間とすることができる。
- ※1 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいいます。
- ※2 条件不利地域に該当する市町村は以下のとおりです。  
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町  
千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町  
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
- ② 転入後1年以内であること
- ③ 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して鳥栖市に居住する意思があること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと
- ⑤ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- ⑥ 本市の市税を滞納していないこと
- ⑦ 佐賀県又は本市が支援金の対象者として不適当と認められた者でないこと。

## 2. 就業、起業等についての要件

- ① 就業先が、佐賀県の就職情報サイト「さがジョブナビ」又は他の道府県による同様のサイトに移住支援金の対象求人として掲載された法人であること
- ② 上記①の求人への応募日が、都道府県が運営するマッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること
- ③ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、都道府県が運営するマッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された法人に就業し、移住支援金の交付申請日において当該法人に在職しており、かつ、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
- ⑤ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

## 3. テレワークの場合

- 次の①及び②の全てを満たしていること
- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
  - ② デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

## 4. 起業の場合

佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に定める地域活性化等起業支援事業において、起業支援金の交付決定を1年以内に受け、個人事業の開業または法人の設立を行なっていること

## 注意事項（移住支援金の返還について）

移住支援金の交付を受けた方が、次のいずれかに該当するときは、移住支援金を返還していただきますのでご注意ください。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
- (2) 市が移住支援金の交付を受けた方及び就業先に対して求める状況報告・立入調査に応じないとき
- (3) 移住支援金の申請日から5年以内に鳥栖市から転出したとき
- (4) 移住支援金の申請日から1年以内に就業した法人を退職したとき
- (5) 県の地域活性化等起業支援事業による起業支援金の交付決定を取り消されたとき